

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	大津市道路台帳システム機能追加 データ出力業務
委託業務場所	大津市
概 要	道路・河川管理課にて使用している大津市道路台帳システム機能追加（以下、「既存システム」という。）が、令和 9 年 1 月 3 1 日に運用を終了し、同年 2 月 1 日から大津市道路施設維持管理システム（以下、「新システム」という。）の利用を開始する。 本業務は、既存システムから新システムへの移行に伴い、既存システムに保存されているデータを出力し、出力したデータを新システムの開発業者に提供することを目的とする。
契 約 期 間	令和 8 年 8 月 2 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 5 日
契 約 金 額	1, 3 9 7, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市梅林一丁目 3 番 1 0 号 〔名 称〕 株式会社パスコ滋賀支店
契約相手方の選 定 理 由	株式会社パスコ滋賀支店は既存システムの開発業者であることから、システムの知的財産権を有しており、データ出力業務を行うことができる唯一の業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。